

令和6年度第1回女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金募集要領

1. 目的

本補助金は、県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して支援するものです。

2. 補助対象事業者

次のいずれにも該当する必要があります。

- ・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員100人以下の企業等（ただし、「みなし大企業」は除く）
- ・雇用保険適用事業主であること
- ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること

3. 補助対象事業

一般事業主行動計画（※）に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般事業主行動計画

【留意事項】

- ・以下「4. 補助金コース」で示す取組の例に該当する内容であっても、一般事業主行動計画に記載された数値目標を達成するための取組ではない場合は、補助対象外となります。
- ・補助対象事業の内容について、現在の状況が、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）をはじめとする労働関連の各法令や、申請者が事業を実施するにあたり関連する各法令等が定める基準を満たしていない場合は、補助対象とはなりません。

4. 補助金コース

（1）施設・設備整備コース

一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、交付要綱別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備」に該当する経費の一部を助成します。

（2）人材育成コース

一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、交付要綱別表2に掲げる経費のうち「施設・設備等整備以外」に該当する経費の一部を助成します。

（3）ステップアップコース

施設設備整備コース又は人材育成コースにより補助金の交付を受けた者が、仕事と生活の両

立につながる取組を実施する場合に、一般事業主行動計画に記載された数値目標にかかる取組を実施するために必要な経費であって、交付要綱別表2に掲げる経費の一部を助成します。

ただし、次のいずれかの制度を就業規則に導入している場合に限りです。(上乗せ要件)

- ① 時間単位の年次有給休暇制度
- ② 育児短時間勤務制度等

※小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度である必要があります。また、フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度も可。

- ③ 不妊治療のための休暇制度

(取組の例)

	女性活躍推進のための取組	仕事と生活の両立のための取組
(1) 施設・設備整備コース (ハード事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用休憩室の整備 ・女性用トイレの整備 ・身体的負担軽減のための設備整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペースの整備 ・テレワーク環境の整備 ・授乳室・搾乳室の整備 ・省力化・効率化を図る設備の導入
(2) 人材育成コース (ソフト事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のスキルアップのためのセミナー開催 ・女性管理職登用のためのコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得促進のためのセミナー開催 ・時間外削減のためのコンサルティング・管理職研修の実施
		(3) ステップアップコース

5. 補助対象経費

交付要綱別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの

(参考：交付要綱別表2)

区分	補助対象経費
施設・設備等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備等工事請負費 ・設備、機器導入費(毎年必要となるリース料、サービス利用料を除く) ・物品購入費(購入価格5万円以上に限る) ・その他整備に必要な物品購入費(消耗品を除く)、取付費として知事が必要と認める経費
施設・設備等整備以外	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会講師等に係る謝金、旅費(費用弁償部分) ・消耗品費(食糧費を除く) ・印刷費 ・広告料 ・委託料(外部コンサルティング費用等。工事の設計に係る経費を除く) ・会場使用料 ・研修会等受講料(従業員の資格取得に関するものを除く) ・その他知事が必要と認める経費(人件費を除く)

6. 補助対象事業費額（税抜き）

補助金コース	補助対象経費額
施設・設備整備コース	合わせて 300 千円～2,000 千円
人材育成コース	
ステップアップコース	300 千円～2,000 千円

7. 補助率

補助率は次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- ① 小規模企業等事業主（※1）又は主たる事業所を中山間地域・離島（※2）に有する中小企業等事業主（※3） 2/3 以内
- ② ①以外の事業主 1/2 以内
- （※1）小規模企業等事業主：常時雇用する労働者の数が20人以下の事業主
- （※2）中山間地域・離島：島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に基づく中山間地域
- （※3）中小企業等事業主：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主

8. 補助金額

- ① 補助率 2/3 の場合 200 千円から 1,333 千円
- ② 補助率 1/2 の場合 150 千円から 1,000 千円

9. 補助金交付回数

当該補助金の交付は、各コースにつき1回限りとします。

令和4年度以前に「施設・設備等整備費」区分で補助金の交付を受けた場合は、「施設・設備整備コース」の申請をすることはできません。また、「施設・設備等整備費以外の経費」区分で補助金の交付を受けた場合は、「人材育成コース」を申請することはできません。

令和4年度以前に補助金の交付を受けた区分	令和5年度以降の申請の可否		
	施設・設備整備コース	人材育成コース	ステップアップコース
「施設・設備等整備費」区分	申請不可	申請可 <u>※ただし、上限額との差額分のみ</u>	申請可
「施設・設備等整備費以外の経費」区分	申請可 <u>※ただし、上限額との差額分のみ</u>	申請不可	申請可
「施設・設備等整備費」区分及び「施設・設備等整備費以外の経費」区分の両方	申請不可	申請不可	申請可
（参考）交付を受けていない場合（初回申請時）	申請可	申請可	

10. 事業実施期間

交付決定の日から令和7年3月31日まで

11. 募集締切

令和6年6月28日（金）17時【必着】

12. 応募方法

交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、島根県政策企画局女性活躍推進課女性活躍企画推進係まで郵送または持参により提出してください（様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載しています。）

13. 審査、交付決定

申請のあった事業について、必要に応じて個別にヒアリング等を行い審査の上、予算の範囲内において交付決定（8月上旬～中旬予定）を行います。

また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合がありますとともに、交付決定に当たっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

14. 審査項目

審査項目は、概ね次のとおりです。

- ①一般事業主行動計画に記載された課題や目標に対して効果的な事業であるか
- ②社員等の意見や要望が反映された事業であるか
- ③他の企業等に対する波及効果が期待できるか

15. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。また、活用事例集の作成をお願いした際には、ご協力をお願いします。

16. 留意事項

- ①交付申請時からの補助事業内容の変更は、知事の承認を受けなければ認められません。軽微な変更であっても、その都度事前にご相談いただくことが必要ですので、交付申請時はその点も考慮の上で事業内容を検討してください。
- ②補助事業により整備した設備等について、目的外使用は認められません。補助事業内容に沿った適切な管理、運用を遵守してください。
- ③工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めてください。
- ③補助事業実施後、5年以内に行政機関の実地検査が入る可能性があります。県に提出した申請書、添付書類の写しなどは、交付決定されたときから5年間保存してください。
- ④「しまね女性の活躍応援企業」「こっころカンパニー」の認定・登録期間が満了する際には、速やかに更新手続きを行ってください。

17. 申請書類の提出先（問合せ先）

島根県政策企画局女性活躍推進課女性活躍企画推進係 担当：川井
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL：0852-22-5463 FAX：0852-22-6155
E-mail：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp